

## 『長浜市保育士等奨学金返還支援金』

### 長浜市で保育士等として働かれる方に奨学金の返還を支援します！！

修学のため奨学金を借り、卒業して長浜市内の保育施設等に就業された場合に、奨学金の返還に要する経費に対して支援するものです。

**対象者** (次のいずれにも該当すること)

- ① 平成30年度から令和7年4月1日までに市内の保育所・認定こども園・幼稚園に就業した保育士等（平成29年度以前に、市内の保育所・認定こども園・幼稚園での勤務実績のない人）
- ② 支援申請の年度を通じて1年間継続して勤務した人（※）
- ③ 常勤（週30時間以上勤務）の保育士・幼稚園教諭・保育教諭であること
- ④ 大学・短大・専修学校専門課程の在学中に「日本学生支援機構」などの奨学金の貸与を受けた人

**支援内容**

- ① 奨学金（国内の貸与型奨学金に限る）の貸与を受けた月数に2万円を乗じた額（「支援基準額」、最大96万円）を上限に、返還を支援します。
- ② 4月に支援金の申込みを行い、1年間（※）の勤務ののちに支援金が交付されます。  
※交付を受ける年度において、4月1日及び3月31日に保育業務に従事可能な状況にあって、かつ保育に従事した日数が180日以上あることが必要です。
- ③ 支援金の交付は3回まで行います。各回の交付額は次の通りですのでご注意ください。

- \* 1回目（1年目） 「支援基準額」と当該年度4月1日の奨学金返還残額を比較して低い方の額の6分の1
- \* 2回目（2年目） 「支援基準額から既交付額を引いた額」と当該年度4月1日の奨学金返還残額を比較して低い方の額の5分の1
- \* 3回目（3年目） 「支援基準額から既交付額を引いた額」と当該年度4月1日の奨学金返還残額を比較して低い方の額

④ 支援金の交付は、当該年度において支援額相当の奨学金の返還が行われていることが条件となります。

⑤ 毎年度4月に申込受付を行います。



問合せ・申込先 〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地 長浜市役所 5階  
長浜市教育委員会事務局 幼児課 電話 0749-65-8607